

～現地専門家・学芸員が誘う～”芭蕉と対話し、紅花に触れる”  
**「山形で見る風景、山形にある歴史、  
つなぐのはヒト」**

**足を延ばした先がやがて故郷になる3日間**  
(一財)北海道文化財保護協会・北海道中央バスオリジナル企画

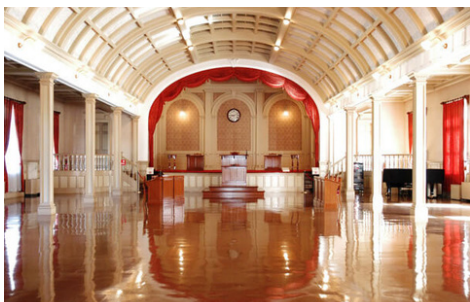


■国指定史跡 山形城跡  
山形の繁栄を築いた最上義光の雄姿を偲ばせる  
全国有数の広さを誇る平城。

- 出発日 / 2024年11月11日 (月)
- 旅行代金 / (大人お1人様・子ども同額)  
115,000円 (1名1室利用) ・ 116,500円 (2名1室利用)
- ※保護協会会員は、上記旅行代金から4,500円割引となります
- 最少催行人員 / 15名 ■添乗員 / 同行 ■バスガイド / 同行
- 食事 / 朝2回・昼3回・夕0回 ■バス会社 / 日本三景交通
- 航空会社 / 往路ANA・復路JAL

おすすめポイント！

★毎年恒例の道外の文化財をめぐるツアーです。山形の風景を楽しみつつ、重要文化財などを見学いたします。各施設は、学芸員または係員の解説付きです。(一部除外あり)



■重要文化財 山形県郷土館(文翔館)  
大正5年6月に建てられた旧県庁舎及び  
県会議事堂の2棟から成る英国近世復興様式を基調とした建物。10年を掛けて修復したレンガ造りの大正浪漫。



■重要文化財 旧山形師範学校本館  
明治34年建築、木造二階建て・ルネッサンス様式を基調とし、豎瓦型レンガを下地としたモルタル塗の外壁などに特色がある貴重な建造物。



■重要文化財 山形市郷土館(旧済生館本館)  
西洋建築を模した三条実美揮毫の病院施設。創建当時は医学校が併設され、オーストリア人医師が教鞭を取る。



■山形県立博物館  
山形県の明治百年記念事業として設立された本館では、県のなりたちから現代にいたる山形の自然、文化、生活、歴史を網羅。古代から現代へ誘う。



■山寺芭蕉記念館  
松尾芭蕉の遺墨を中心に蕉門の墨跡、『奥の細道』関係資料を展示。芭蕉の遺墨と庭で目にする山寺は絶景。



■紅花資料館  
豪農屋敷跡に建つ。江戸時代の紅花取引古文書や紅染衣装などを展示し、全国唯一の紅花に関する資料館。紅花を通じて産業と文化に貢献。





日程	集合 / 新千歳空港 2F 全日空 (ANA) 8 番団体カウンター前 (出発の60分前)	食事
11/11 (月)	(8:55集合) 新千歳空港 < 9:55 発 > → → → ANA3146 便 → → → 仙台空港 < 11:10 着 > ===== == 和風肉料理 佐五郎 (山形牛ステーキ丼ランチ) < 約60分 > == 山形県郷土館「文翔館」(見学) < 約60分 > = ===== 山形市郷土館 (見学) < 約60分 > ===== ホテルルートイン山形駅前 < 16:30 頃 >	朝食 × 昼食 ○ 夕食 ×
11/12 (火)	ホテル < 9:00 発 > == 山形城跡「霞城公園」(見学) < 約120分 > == 紅山水 (天ざる御膳のご昼食) < 約60分 > ===== 旧山形師範学校本館 (見学) < 約60分 > ===== 山形県立博物館 (見学) < 約60分 > ===== ===== 寿虎屋酒造 (見学・買い物) < 約30分 > ===== ホテルルートイン山形駅前 < 17:00 頃 >	朝食 ○ 昼食 ○ 夕食 ×
11/13 (水)	ホテル < 8:20 発 > ===== 山形芭蕉記念館 (見学) < 約60分 > ===== 紅花資料館 (ハンカチの紅染め体験・見学) < 約90分 > ===== 道の駅チェリーランドさがえ (芋煮御膳のご昼食) < 約60分 > ===== ===== 仙台空港 < 17:10 発 > → → → JAL2902 便 → → → 新千歳空港 < 18:20 着 >	朝食 ○ 昼食 ○ 夕食 ×

青字は下車観光地、赤字は入場観光地となります。施設都合や交通状況等により行程や時間が変更となる場合がございます。

## ご宿泊先のご案内 1・2泊連泊 / ホテルルートイン山形駅前 山形県山形市双葉町1丁目3-1

JR山形駅西口より徒歩1分、全室インターネット回線・加湿空気清浄機完備でビジネス、観光に最適です。バイキングのご朝食や最上14階・ゆったり男女別の大浴場もおすすめです。



## 旅行条件[要旨]

お申込みいただく前に、この旅行条件書とコースのご案内を必ずお読みください。詳しい旅行条件を説明した書面を後にご用意しておりますので、事前に確認の上、お申込み下さい。この書面は旅行業法第12条の4に定める取引条件書面及び旅行契約が締結されたときは、同法12条の5に定める契約書面の一部となります。

この旅行は北海道中央バス(以下「当社」という)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」という)を締結することになります。また旅行契約は以下によるほか、別途お渡しする旅行条件書(全文)、出発前にお渡しする最終行程表と称する確定書面及び旅行契約募集型企画旅行契約の部によります。

●旅行のお申込み及び契約の成立時期  
 (1)所定の申込書に所定事項を記入し、下記のお申込金を添えてお申込み下さい。お申込金は、旅行代金のお支払いの際は差し引かせて頂きます。  
 (2)電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段でお申し込みの場合、当社が予約の承認の旨を通知した翌日から起算して3日以内に申込書提出とお申込金の支払いをして頂きます。  
 (3)旅行契約は当社が契約の締結を承諾し、お申込金を受領したときに成立するものとします。  
 (4)申込金(お1人様)  
 旅行代金 3万円未満 お申込金 6,000円  
 6万円未満 12,000円  
 10万円未満 20,000円  
 15万円未満 30,000円  
 15万円以上 旅行代金の20%

●旅行代金の支払い  
 旅行代金は旅行出発の前日からさかのぼって13日目にあたる日より前(お申込みが即席の場合は当社が指定する期日まで)にお支払い下さい。また、お客様が当社提携のカード会社のカード会員である場合、お客様の署名なくして旅行代金、取消料、追加諸費用などお支払いいただくことが可能です。この場合のカード利用日はお客様の申し出がない限り、お客様の承認日と致します。

●旅行代金の適用  
 (1)参加されるお客様のうち、特に注釈がない場合、満12歳以上の方はおもた代金、満6歳以上(航空機利用コースは3歳以上)12歳未満はこども料金となります。  
 (2)旅行代金は、各コースに表示してございます。出発日とご利用人数でご確認下さい。

●旅行内容の変更  
 当社は、旅行締結後であっても、天災事変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公庁の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためにやむを得ないときは、お客様にあらかじめ運送や当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由の因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後に説明致します。

●旅行代金の変更  
 前項より旅行内容が変更され、旅行実施による費用(当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、契約料その他既に支払い、またはこれから支払らなければならない費用を含みます)が増加したときはサービスの提供が行われているにも関わらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社は変更差額旅行代金を変更します。

契約解除の日	取消料(お1人様)
1) 121日目にあたる日以前(日曜)の解除 (1日帰りにあたっては11日目) 起算してさかのぼって	無料
2) 20日目(日曜)の解除 (3-6を除く)	旅行代金の20%
3) 7日目(日曜)の解除 (4-6を除く)	旅行代金の30%
4) 旅行開始日の前日の解除	旅行代金の40%
5) 旅行当日の解除	旅行代金の50%
9/8※旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%

※貸切船舶を利用する旅行については、上記の表によらず、コースページに記載する取消料となります。  
 ※当社の責任とならぬ各種ローンの取扱上の事由に基づき、お取消料になる場合も上記取消料をお支払い頂きます。  
 ※お客様の都合による出発日の変更、運送・宿泊機関等行程上の一部変更についても、全体に対するお取消料とみなし、取消料の対象となります。

(2)お客様は下記に該当する場合は取消料なしで、旅行契約を解除することができます。  
 ①契約内容の重要な変更が行われたとき  
 ②前項に基づき旅行代金が増額決定されたとき  
 ③不可能になったとき、または、その恐れが極めて大きいとき  
 ④当社がお客様に対して、別途定める日までに、最終日程表を交付しなかったとき  
 ⑤当社の帰すべき事由により契約書面に従った旅行実施が不可能となったとき  
 ●当社により旅行契約の解除及び履行中止  
 (1)お客様が当社所定の期日までに旅行代金を支払われなかったときは、当社は旅行契約を解除することがあります。このときは、取消料に相当する旅行代金をお支払い頂きます。  
 (2)次の各項目に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。  
 ①お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他参加条件を満たさないことが明らかになったとき  
 ②お客様が病気、必要な介助者の不在その他の理由により、当該旅行に前送られないと認められたとき  
 ③お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき  
 ④お客様が契約内容に関して合理的な範囲を超える負担を求めたとき  
 ⑤お客様が人数が契約書面に記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日より前(日曜)旅行は3日目に当たる日より前に旅行中止の通知を致します。  
 ⑥スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行条件が成就しなかったとき、あるいはその恐れが極めて大きいとき  
 ⑦天災事変、暴動、運送・宿泊機関の運賃・料金のサービス提供の中止、官公庁の命令、その他当社が関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となったとき、またはその恐れが極めて大きいとき  
 ●旅行代金に含まれるもの  
 旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金(注釈のない限りエコノミークラス)、宿泊費、食料、及び消費税等の諸税。これらの費用はお客様の都合により一部利用されなくとも原則として払戻致しません。(コースに含まれない交通費等の諸費用及び個人的な費用は含みません)  
 ●添乗員等  
 添乗員同行表示コースには、全行程に添乗員が同行いたします。添乗員の行うサービスの内容は、原則として契約書面に定められた日程を円滑に実施するために必要な業務とさせていただきます。また、添乗員の指示に従わない場合は、当社の旅行契約を解除する場合がございます。添乗員の業務は、原則として8時から20時までとします。

●当社の責任及び免責事項  
 (1)当社は旅行契約の履行にあたって、当社の故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害について賠償致します。  
 (2)手荷物について生じた(1)損害については同項の規定にかかわらず損害発生日の翌日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、お1人様15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合は除きます)として賠償致します。  
 ●特別補償  
 当社は、当社または当社が手配を代行させた者の故意又は過失の有無にかかわらず、募集型企画旅行約款、別紙特別補償規定に基づき、お客様が募集型企画旅行に参加中に急激かつ異常な外來の事故により、その身体、生命または手荷物が被った一連の被害について、以下の金額の範囲で補償金またはお見舞金を支払います。  
 ●死亡保険金1,500万円  
 ●入院見舞金2~20万円  
 ●通院見舞金1~5万円  
 ●携行品損害補償金:お客様1名につき~15万円(ただし補償対象品1個当たり10万円を限度として)  
 ●国内旅行保険への加入について  
 ご旅行中、病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費がかかることがあります。これらを担保するために、お客様ご自身で十分額の国内旅行保険に加入することを勧めます。国内旅行保険については、お申込み店の販売員にお問合せ下さい。  
 ●事故のお申し出について  
 旅行中に事故などが発生した場合は直ちに同行の添乗員、現地係員、運送・宿泊機関等旅行サービス提供会社、または、お申込み店にご通知下さい。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなりましたらご連絡下さい)  
 ●個人情報の取扱について  
 当社および販売店は、旅行申込の際に提出された申込書等に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただきます。お客様がお申込みされた旅行においては運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。この他当社及び販売店では  
 ①当社および当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンの案内  
 ②旅行参加後のご意見や感想のご提供のお願い  
 ③アンケートのお願い  
 ④特典サービスの提供  
 ⑤統計資料の作成にお客様の個人情報を利用させて頂くことがあります。  
 ●旅行条件・旅行代金の基準  
 旅行条件は 2024 年 6 月 1 日を基準として  
 また旅行代金については 2024 年 6 月 1 日現在有効な運賃・規則を基準として算出しています。

旅行企画実施 北海道知事登録第2-814号 日本旅行業協会正会員

**北海道中央バス(株)**  
 シービーツアーズカンパニー  
 予約センター電話 011-221-0912  
 FAX 011-221-0117

TEL011-221-1122 FAX011-221-0117(FAX申込24時間受付中)

札幌市中央区大通1丁目3番地中央バス札幌ターミナル2階  
 営業時間 平日9:00~12:00/13:00~17:30 土日祝定休  
 総合旅行業務取扱管理者 小林 裕明

JATA 一般社団法人 日本旅行業協会 旅行業公正取引協議会会員

総合旅行業務取扱管理者とはお客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に関しご不明な点があれば、ご連絡なく左記の取扱管理者にお尋ね下さい。

「11/11発 山形で見る風景、山形にある歴史、つなぐのはは(ト)」にお申し込みの方は、この書面をFAXもしくは、郵送にて上記までお送りください。(郵送の場合は、コピーで結構です。)

お名前	電話番号・FAX	住所(書類送付先)	性別	年齢
(フリガナ)	電話 FAX		男・女	歳
(フリガナ)	電話 FAX		男・女	歳